

特定事業所集中減算の流れ

特定事業所集中減算チェック用紙(様式1)の作成

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回(前期・後期)、様式1に必要事項を記載し、80%を超えているか否かの確認を行います。

対象サービス:訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与

前期 判定期間…3月1日から8月末日 報告期限…9月15日

後期 判定期間…9月1日から2月末日 報告期限…3月15日

各サービス種類ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えた場合

NO

YES

提出は不要ですが、事業所にて5年間保存

※注 現在、集中減算ありの事業所が減算なしとなる場合には、提出が必要

様式1を みよし広域連合介護保険センター に提出
(一部は事業所で保存)

理由書を作成した場合は、様式2も併せて提出

理由書等を広域連合において審査

結果
【正当な理由と認める】
集中減算の対象としない

結果
【正当な理由と認めない】
【理由なし】
集中減算の対象とする
減算適用期間
前期:10月~3月減算適用
後期:4月~9月減算適用